

基発 0331 第 30 号
令和 2 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」(最終改定：令和元年 9 月 20 日付け基発 0920 第 12 号。以下「算定基準」という。)をもって取り扱ってきたところであるが、本年 3 月 5 日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等が公布されたことなどに伴い、今般、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 4 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 算定基準の記の 1 本文中、「(最終改正：令和元年 8 月 19 日)」を「(最終改正：令和 2 年 3 月 5 日)」に改める。
- 2 算定基準の記の 1 (15) の「9 点」を「10 点」に改める。
- 3 算定基準の記の 1 (20) の「6,000 円」を「6,300 円」に改める。
- 4 算定基準の記の 1 (29) のアのうち、「『大腿骨』、『下腿骨』、『上腕骨』、『前腕骨』、『手根骨』、『中手骨』、『手の種子骨』、『指骨(基節骨、中節骨、末節骨)』及び『足根骨』」を「『大腿骨』、『下腿骨』、『上腕骨』、『前腕骨』、『手根骨』、『中手骨』、『手の種子骨』、『指骨(基節骨、中節骨、末節骨)』、『足根骨』及び『膝蓋骨』」に改める。
- 5 算定基準の記の 1 (32) のエの「3 回」を「4 回」に改める。
- 6 算定基準の記の 5 中「(最終改正：令和元年 8 月 19 日)」を「(最終改正：令和 2 年 3 月 5 日)」に改める。
- 7 算定基準の記の 8 中「平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号」を「令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号」に改める。